

事務連絡  
平成 28 年 4 月 19 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

平成 28 年熊本県熊本地方の地震に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて

平成 28 年熊本県熊本地方の地震の発生に伴い、「高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について」（平成 28 年 4 月 17 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・厚生労働省老健局総務課連名事務連絡）に基づき、職員の確保が困難な施設については、他施設等からの職員の応援派遣について必要な対応をお願いしているところです。

これにより、派遣元の保育所等において、被災地に保育士等を派遣したことで保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、利用児童の処遇に影響が生じない範囲でご配慮いただきますよう、管内市町村や保育所等、保育関係団体等に周知を図るようよろしく願いいたします。